

## 定 款 (案)

### 第1章 総 則

#### 第1条(商号)

当社は、株式会社 [REDACTED] と称し、英文の場合は [REDACTED] と表記する。

#### 第2条(目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネット上の名称であるドメイン名の登録業務
- (2) インターネット上の名称であるドメイン名の登録代行業務
- (3) インターネット上の名称であるドメイン名の取得代行業務
- (4) インターネットに関するコンサルティング業務
- (5) インターネットに関する情報提供サービス業務
- (6) コンピュータのソフトウェアの開発
- (7) 上記各業務に付随する出資
- (8) 上記各号に付随関連する一切の業務

#### 第3条(本店の所在地)

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

#### 第4条(公告の方法)

当社の公告は、官報に掲載してこれを行う。

### 第2章 株 式

#### 第5条(発行する株式の総数および額面株式1株の金額)

当社の発行する株式の総数は、3,600株とする。

- 2 当社の発行する額面株式1株の金額は、金50,000円とする。

#### 第6条（株券の種類）

当社の発行する株券は1株券、5株券、10株券、50株券および100株券の5種類とする。

#### 第7条（株式の譲渡制限）

当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

#### 第8条（株式取扱規則）

当社の株式の名義書換、質権の設定、株券の発行、手数料その他この定款に定める以外の株式および株券に関する取扱事項は取締役会の定める株式取扱規則の定めるところによる。

#### 第9条（株主名簿の閉鎖および基準日）

当社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

- 2 前項のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### 第10条（招集）

当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

#### 第11条（議長）

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### 第12条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

#### 第13条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役、取締役会および代表取締役

#### 第14条（取締役の員数）

当会社の取締役は10名以内とする。

#### 第15条（取締役の選任方法）

当会社の取締役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

#### 第16条（取締役の任期）

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

#### 第17条（役付取締役）

取締役会の決議をもって、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。

#### 第18条（代表取締役）

会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

#### 第19条（取締役会の招集および議長）

取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、

緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

#### 第20条（相談役）

当社は、取締役会の決議により相談役をおくことができる。

#### 第21条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令および本定款に定めのあるものの他、取締役会で定める取締役会規則による。

#### 第22条（報酬および慰労金）

取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。

### 第5章 監査役

#### 第23条（監査役の員数）

当社の監査役は4名以内とする。

#### 第24条（監査役の選任方法）

当社の監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

#### 第25条（監査役の任期）

監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

#### 第26条（監査役の報酬および慰労金）

監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。

### 第6章 諮問委員会

#### 第27条（設置及び諮問委員会規則）

当社は、諮問委員会を置く。

- 2 諮問委員会の組織、委員の選出方法その他の運営に関する必要な事項は、取締役会で定める諮問委員会規則による。

## 第7章 計 算

### 第28条（営業年度および決算期）

当会社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、その末日をもって決算期とする。

### 第29条（利益配当）

利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載の株主または登録質権者に対して支払う。

### 第30条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議により、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載の株主または登録質権者に対して中間配当（商法第293条の5の規定による金銭の分配をいう。）をすることができる。

### 第31条（除斥期間）

利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 第8章 附 則

### 第32条（設立に際して発行する株式）

当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式900株とし、その発行価額は1株につき50,000円とする。

### 第33条（最初の営業年度）

当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から平成13年12月31日までとする。

### 第34条（最初の取締役および監査役の任期）

当会社の最初の取締役および監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

第35条（発起人の氏名、住所および引受株数）

発起人の氏名、住所および発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。

（氏名） 東 田 幸 樹

（住所） 東京都練馬区富士見台1丁目8番6号

額面株式 900株

以上、株式会社 [REDACTED] を設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名  
押印する。

平成12年12月25日

発 起 人 東 田 幸 樹